



熊本県公報

号外 第32号

平成30年7月13日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙期日等の決定…(選挙管理委員会) 1
- 熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における投票用紙の様式…(") 1
- 熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における確認団体の政治活動用ポスターの検印の様式…(") 2
- 熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者…(") 2
- 熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時…(") 3
- 熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日…(") 3
- 熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における実費弁償及び報酬の最高額…(") 3
- 熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時…(") 3
- 熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙運動に関し支出することができる制限額…(") 4
- 熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時…(熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙選挙長) 4

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項第5号の規定により、熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

選挙期日 平成30年7月22日

選挙期日の告示日 平成30年7月13日

選挙をすべき議員の数 2人

熊本県選挙管理委員会告示第28号

熊本県公職選挙執行規程(平成12年熊本県選挙管理委員会告示第15号)第24条の規定に基づき、平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

○ 注 意

平成三十年執行熊本県議会議員
熊本市第二選挙区補欠選挙投票

熊 本 県 選
挙 管 理 委
員 会 之 印

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

- 備考
- 1 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
 - 2 紙の色は、クリーム色とする。
 - 3 文字は、黒色とする。
 - 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第29号

平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙において使用する熊本県公職選挙執行規程（平成12年熊本県選挙管理委員会告示第15号）第113条に規定する印の様式は、次のとおりである。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治



熊本県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定に基づき、平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

区 分	氏 名	住 所
選挙長	大西 紘明	熊本市北区植木町大和25-4
選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代行する者	山内 誠次	熊本市南区幸田2丁目15-4

熊本県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項及び同法第78条の規定に基づき、平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙の場所及び日時を次のとおり定める。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

場 所 西部公民館会議室A（熊本市西区役所内）
（熊本市西区小島二丁目7番1号）
日 時 平成30年7月23日 午後2時

熊本県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第7項の規定に基づき、平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

掲示開始日 平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会告示第33号

平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員並びに専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者、専ら要約筆記のために使用する者に限り）に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりとする。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

- 1 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ニ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - ホ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - ヘ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労働者1人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 10,000円
 - ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労働者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号イ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき10,000円
 - ロ 専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき15,000円
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1人1日につき15,000円

熊本県選挙管理委員会告示第34号

平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙において、熊本

県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成26年熊本県条例第67号）第2条の規定により発行する選挙公報の候補者の氏名等の掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県選挙管理委員会室（熊本県庁内）
（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）
- 2 日 時 平成30年7月13日 午後6時

熊本県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

6,940,400円

熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙選挙長告示第1号

平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成30年7月13日

熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙

選挙長 大 西 紘 明

- 1 場 所 熊本市選挙管理委員会室（住友生命熊本ビル内）
（熊本市中央区花畑町9-24）
- 2 日 時 平成30年7月19日 午後5時10分